

## 会議録

会議の名称	令和2年度 第1回公民館運営審議会		
開催日時	令和2年 6月 19日(金) 午前10時～正午		
開催場所	市役所5階 5-1会議室		
出席者	佐々木委員長、木村副委員長、吉泉委員、柳下委員、佐藤委員、那須委員、赤木委員、中澤委員、岩本委員、松岡委員、飯田委員 以上11人 (欠席4人)		
事務局	教育部生涯学習課 松崎課長、山頭館長、清水館長、岡田館長		
会議の公開可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	0人
非公開又は一部公開とした理由	—		
議題	1 座間市立公民館運営審議会委員長・副委員長の選任について 2 図書館協議会委員の推薦について 3 公民館運営審議会とは 4 コロナ感染症に伴う7月以降の公民館再開について 5 事業評価について 6 各館の年間事業計画について 7 その他		
資料の名称	1 本審議会についての会議次第 2 座間市立公民館利用再開(案)について 3 事業評価シート(座間市公民館)(北地区文化センター) 4 各館令和2年度年間事業計画		
会議の結果			
議題1	委員の互選により、委員長は佐々木委員、副委員長は木村委員に決定		
議題2	委員の互選により、松岡委員に決定		
議題3	新任委員のために本審議会の担務について説明		
議題4	資料2に基づき利用内容については(1案)北地区(2案)座間市公民館、東地区の通り可決		
議題5	事業評価シートに基づき報告		
議題6	各館の年間事業計画について、当初予定していた主催事業等が新型コロナウイルス感染症により中止となった事業もあることから今年		

議題 7	<p>度の事業評価は各館 1 事業に決定          県公連及び全公連事業予定（案）について報告</p>
議事の概要	
事務局	令和 2 年度 第 1 回公民館運営審議会を開催する。
	議題 1 について委員長、副委員長の選出を提案。
委 員	委員長については、佐々木委員を推薦する。
委 員	佐々木委員了承の上、賛同。
事務局	副委員長についての選出についていかがか。
委 員	木村委員了承の上、賛同。
事務局	議題 2 についての選出を提案。
委 員	松岡委員を推薦する。
委 員	松岡委員了承の上、賛同。
事務局	議題 3 について内容を説明。
委員長	特に何かありますか
委 員	特になし。
事務局	<p>議題 4 について座間市立公民館利用再開（案）に基づき、説明。          7 月 1 日から再開に当たり、北地区文化センター（以下、北文）は利用内容については 1 案（段階的に行う）のとおりで再開する方向。座間市公民館（以下、座公）、東地区文化センター（以下、東文）は 2 案（条件を付し、内容問わず開館）のとおりで再開する方向で検討しているが、ご意見を伺いたい。</p>
委 員	消毒液はどのようなものを使用するのか。
事務局	<p>市から塩素を薄めた希釈水、ハイターを薄めたものを使用する。雑巾で拭く場合は、2 度拭きが必要。手袋については、サークルで用意してもらう方向で検討。また、予算にも限りがあるため、出来るだけ手指消毒液も含めてサークルで用意してもらうよう呼びかけをしていく。</p>
委 員	人数制限などについて周知する方法はどのように考えているのか。
事務局	<p>（座公）高齢者が多く代表者会議をやっても伝わらないため、個別対応していく。第 1 回目の利用の際に説明しどのような方法なら可能な          のか、館と団体とがお互い協議し、2 回目以降は協議した内容を踏まえ通常通り利用してもらう。併せて、ホームページ（以下、hp）も載せて周知を行う。</p>

	<p>(東文) hpを載せ、チラシ・掲示板にて周知を行う。</p> <p>7月11日(土)、12日(日)に利用者代表者会議を招集し、全団体に周知を図る。7月1日から10日までの会議前の利用団体については、第1回目の利用の際に個別対応にて説明をする。</p> <p>(北文) 利用方法の変更についての全サークルに通知し、hpを掲載し周知を図る。北文では、相模が丘、相武台コミセンに合わせた形で7月中は会議・打ち合わせの利用に限定し、8月から通常利用に移行していきたい。7月中に予約を入れた団体については利用方法の変更について事前連絡して、8月からの利用に向けて、説明していく。</p>
委員 事務局	<p>周知期間中に例えば定員が多くなった団体はどう対応するのか。</p> <p>個別対応で6月中に定員超になる見込みの団体には、事前に話をしていきたい。</p>
委員長 事務局	<p>他にあるか。個別ではあるが東文のあすなろ開講式はどうするのか。</p> <p>定数がオーバーになるような事業については例えば、半分くらいの人 数で、2回行うなどの検討していきたい。</p>
委員長 事務局	<p>検温は事前に自宅で行うのか。</p> <p>検温や体調などの質問事項のチェックシートがあるので、それに明記 してもらおう。</p>
委員 事務局	<p>放課後の子供たちの対応は。</p> <p>子供たちも同様に不特定多数の来館となるため、マスクを着用し、来 館票に連絡先を記入してもらおう対応をする。</p>
委員長	<p>他に何かあるか。特になければ、7月からの利用内容については、北 文1案(段階的に行う)、座公と東文は2案(条件を付し、内容問わず 開館)のとおりよろしいか。</p>
委員 事務局	<p>了承。</p> <p>議題5について、(座公) 事業評価シートに基づき、1事業を報告。(北 文) 事業評価シートに基づき、2事業を報告。</p>
委員	<p>効率性などの評価基準があいまいな部分もあるため、今後要検討を。</p> <p>スマホ講座については初心者向けをターゲットとしているため、普段 利用している人は物足りないものと思われるが止むを得ないか。</p>
事務局	<p>議題6について、(座公)(東文)(北文) 令和2年度各館事業計画を基 に報告。当初予定していた事業が中止及び定員を制限して実施する方 向について説明。</p>
委員長	<p>事業計画について意見があるか。</p>

事務局	今年度は、中止となる事業が多数見込まれるため、評価事業については、各館1事業と行うことで本日提案したいがいかがか。
委員長	事務局より提案があったが、今年度の評価事業は1事業でよろしいか。
委員	了承。
事務局	議題7その他について、県公連及び全公連事業予定(案)について資料1の通り説明。まだ(案)のため、決定ではないが、正式に決まり次第、担当館長を通じ各委員へ連絡する。日程がつけば、参加のご協力を。
委員長	以上で会議を終了とします。
	次回の会議日時は、未定。

# 令和2年度 第1回公民館運営審議会委員会全体議次第

と き 令和2年6月19日(金)

10:00~12:00

ところ 座間市役所 5-1 会議室

## 1 あいさつ

## 2 新委員・委員・職員の紹介

## 3 議 題

1) 座間市立公民館運営審議会委員長・副委員長の選任について

2) 図書館協議会委員の推薦について

3) 公民館運営審議会とは ※参考資料添付

4) コロナ感染症に伴う 7月以降の公民館の再開について

5) 事業評価について

- ・座間市公民館
- ・北地区文化センター

6) 各館の年間事業計画について

## 4)その他

令和2年度 全国・県公民館連絡協議会関係事業予定について

### 県公連関係事業予定(案)

- ・公民館長・公民館運営審議会委員等研修会

11月6日(金)13時15分予定 相模原市南市民ホール

- ・第62回神奈川県公民館大会

令和3年1月29日(金)13時予定 小田原生涯学習センター

### 全公連関係事業予定(案)

- ・第42回全国公民館研究集会・第60回関東甲信越静公民館研究大会

11月19日(木)~20日(金) 船橋市市民文化ホールほか

座間市立公民館運営審議会委員名簿

氏名 (敬称略)	任期	担当館	備考
木村 由紀子	再任(10期目)	北文	
吉泉 幸子	再任(8期目)	座公	
赤木 みな子	再任(8期目)	北文	
松岡 たみ子	再任(10期目)	東文	
柳下 洋昌	再任(6期目)	座公	
飯田 由美	再任(5期目)	東文	
佐藤 隆雄	再任(5期目)	座公	
佐々木 邦彦	再任(4期目)	東文	
中澤 孝子	再任(2期目)	北文	
岩本 真樹	再任(2期目)	北文	
那須 宏	新任	座公	
梶原 剛	新任	東文	
橋本 恵美子	新任(旭小学校長)	東文	
小宮 美紀	新任(座間小学校長)	座公	
宮下 美江子	新任(相模が丘小学校長)	北文	

任期 令和2年5月1日から令和4年4月30日まで

(参 照)

座教図発 12号  
令和2年5月 8日

座間市立公民館運営審議会委員長 様

座間市教育委員会  
教育長 木島 弘

座間市立図書館協議会委員候補者の推薦について（依頼）

初夏の候、貴職におかれましては益々ご健勝のことと拝察いたします。

日頃、図書館運営につきましては格別のご協力を頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、現在の座間市立図書館協議会の委員は、令和2年4月30日をもって任期が満了となります。

つきましては、新たに委員を任命する必要がありますので、ご多用の折、恐縮ですが委員候補者を令和2年6月15日までにご推薦くださるようお願い申し上げます。

大変遅くなりまして申し訳ありません。

座間市立図書館協議会の委員候補者数 1人

事務担当：座間市立図書館庶務係 村岡  
電話046-255-1211

## 公民館運営審議会

座間市には、座間市公民館・北地区文化センター・東地区文化センターと社会教育法に基づく「公民館」と呼ばれる施設が3館あります。

これら3館では、社会教育法第29条30条及び32条の規定に基づき、公民館運営審議会委員を委嘱しています。(第31条については法人の設置する公民館の規定のため省略)

公民館運営審議会委員(公運審)は、館と住民とのパイプ役として、地域住民が館を利用しやすいように、意見を述べ反映をしていくものです。

委員の定数は15名以内と座間市立公民館条例第4条で定められており、現在の委員は15名で小学校長・団体代表・学識経験者で構成されています。また、任期は2年です。

### 社会教育法

#### (公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

#### (運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### ○公民館運営審議会の性格と役割

- ・ 地域住民の意見の集約と具申の役割
- ・ 館長の諮問に応じて答申するという諮問機関としての性格
- ・ 法32条による公民館の運営についての評価

#### 主に行っている内容

- ・ 各公民館の事業評価
- ・ 神奈川県公民館連絡協議会の大会に参加
- ・ 全国公民館大会(関東甲信越静公民館研究大会)に参加
- ・ 館長等公民館運営審議会委員研修会(県内年1回)参加
- ・ 各公民館主催の公民館まつり(3館3日間開催)・利用者会議(年2回)に参加



# 座間市立公民館利用再開について(案)

## 1 はじめに

座間市公民館、北地区文化センター、東地区文化センター(以下、公民館)は、新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ感染症)の感染拡大を防止するため、令和2年3月6日から、密集・密接となる活動や不要不急の会合、サークル活動等に関して利用自粛をお願いし、さらに感染拡大防止を強化するために、4月9日から6月1日まで図書室を含む施設利用を中止し、6月2日から6月末日まで、同措置が延長されました(図書室のみ部分開放)

この間、政府が緊急事態宣言を4月7日に発出し、これに基づき神奈川県が4月7日から緊急事態措置を行い、5月25日に全都道府県が解除されました。

この宣言解除に基づき、神奈川県対処方針及び基本方針が同日改定され、県対処方針では、イベント自粛の段階的な解除について言及があり、基本方針で施設運営再開等の留意点が示されている中、市立小中学校については6月1日からは「分散登校」「隔日登校」などを行い、6月15日からは「毎日登校」「通常日課」などを始め、段階的に再開しています。

今後、公民館利用再開に当たっては、令和2年5月14日に(公社)全国公民館連合会が発した「公民館におけるコロナ感染症拡大予防ガイドライン」(以下、ガイドライン)に準じ感染防止対策に取り組むこととします。

## 2 処理経過について

6月5日(金)3館長、職員、社会教育指導員にて「制限期間終了後(7月から)のコロナ対策3館会議」を実施し、6月17日(水)に課長と3館長にて再考いたしました。

その結果、別紙 検討(案)のとおりで本日提案いたします。

# 利用再開に向けての検討(案)

## 1 いつから利用再開するか

- ・令和2年7月1日(水)

## 2 開館時間

通常通り(午前9時から午後10時まで)

※午後10時に敷地外に退出する(従前通り)

## 3 利用内容について

(1案)

段階的に行う。7月は会議、打ち合わせのみに限定。

8月から利用時の諸条件(開館時の対応にて後述)を付し対応を徹底して開館

(2案)

7月から利用時の諸条件(開館時の対応にて後述)を付し対応を徹底して内容問わず開館。

(3案)

上記1案2案を各館ごとの判断とする(コミセン方式)

## 4 今後の開館時の対応

### ～入館時の制限～

- ・マスクの着用の呼びかけ。(忘れてしまった利用者には貸与する。後日新品を返却する)
- ・手洗い・消毒の徹底
  - 入り口に消毒液を用意し消毒後入館する
  - アルコール消毒液が手に入らなくなった場合、看板を掲げ手洗いを呼びかける
- ・37.5℃以上の発熱、体調がすぐれない場合は来館しない(事前に検温)
- ・各館利用案内を作成する
- ・エレベーターは密にならないよう掲示する(足形等の掲示も検討)
- ・公民館利用者の連絡先を明記する(サークルは日誌にて、図書を含めた個人利用は記録用紙にて明記する)

### ～利用中の制限～

- ・部屋の定員数を減らす
  - 距離1～2mの間隔がとれるよう各部屋計測して示す。(通常時の定員数の1/3～1/2以下)、各館ごとで定数を決定する

- ・利用前に備品等の消毒を行う。消毒セットは館が用意する(雑巾、消毒液、手袋、記録用紙を各部屋ごと)
- ・換気は30分に1回程度5分を目安に呼びかける
- ・共有部分(ロビーでの新聞閲覧等)の開放については図書館の利用(図書室内への入室、閲覧開始時)にあわせる  
対面・密接を避けるよう椅子、テーブルを設置する
- ・印刷室の利用は共有部分の利用にあわせる
- ・部屋での飲食については対面を避けるよう呼びかける
- ・利用時間の制限はしないが長時間の滞在はしないように呼びかける
- ・マイクはラップを付ける、ビニールを掛けるなどして貸し出しをする
- ・ラジカセなどの備品も消毒の上貸し出しをする
- ・各サークルの備品(囲碁・将棋・麻雀パイ等)各サークルで消毒をする
- ・合唱、合奏、囲碁、将棋、麻雀などフェースシールド、簡易パーテーションなどを各団  
体で用意する。

#### ～利用後(消毒方法)～

- ・利用団体に対しては部屋の通常の清掃作業と併せて消毒と換気の徹底をさせる。(利用の前と後で15分程度の消毒タイムを確保すること)
- ・チェック表を提出について(特に利用した人に連絡先を必ず記入のこと)  
名簿の取り扱いについて当日の利用者は把握が必要なため、館で預かり、万一感染症が  
発生の場合は、保健所へ報告することを了承してもらう。

#### 5 図書室の対応

図書館(本館)の対応に準じて開放していく。

7月1日以降は閲覧を可(滞在不可)としていく予定。

(ひらたく言えば、立ち読み可。座り読み不可)

万一、各館でコロナ感染症が発症した場合は、以下の通りの対応となる。

- ① 発症が分かった時点で、臨時休館措置を行う。
- ② 保健所へ利用者の報告と館内消毒を行う(消毒作業が完了するまで休館)
- ③ 上記対応は、施設の職員以外職員が対応することとなる。(施設内職員はすべて濃厚接触者のため)

(参考) 施設利用定数

## 例 東地区文化センター 各部屋の定員数

・約2mの間隔を確保する場合

部屋	現定員数	コロナ対応定員数
第一集会室	250	35～40
第二集会室	25	8～12
第三集会室	40	15～18
学習室	60	15～20
和室	30	12～15
実習室	30	10

・約1.5mの間隔を確保する場合

部屋	現定員数	コロナ対応定員数
第一集会室	250	90
第二集会室	25	13
第三集会室	40	20
学習室	60	28
和室	30	15
実習室	30	15

6月18日現在の座間市内公共施設対応について(抜粋)

- ・コミセン8館 7/1から「段階的開放する館」と「通常通りに戻す館」と統一せずに開放
- ・ハーモニーホール 6/15から部分的に利用再開(大声を出したり管楽器使用はできない。)  
7/15～全施設再開
- ・スカイアリーナ 6/16から部分的に利用再開
- ・サニープレイス 7/1部分的に利用再開(会議打ち合わせ限定)

6月18日現在の他市の公共施設対応について(抜粋)

- ・綾瀬市(中央公民館) 6/13から一般利用可 利用時間(短縮)9時から21時  
「健康状態申告書」「コロナ感染症拡大防止のための使用制限確認書」  
を提出
- ・海老名市(市民文化会館会議室) 6/15から6/30定員70% 120分以内  
利用時間9時から22時  
「すべての利用者名簿兼利用同意書」提出(検温は各自行う)  
7/1～ホールを含む通常開放
- ・相模原市 6/19日から 公民館施設利用再開

## 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日  
公益社団法人全国公民館連合会

### 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公民館（自治公民館を含む。以下同様。）における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされており、特定警戒都道府県以外の特定都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることにかんがみ、公民館においても同様の考え方のもと、全国の公民館について、館を開放する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

本ガイドラインでは、提言4.（1）「感染拡大を予防する新しい生活様式について」、（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定している。

公民館を管理する者（以下、「施設管理者」という。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示した「2. 感染防止のための基本的な考え方」、「3. リスク評価」、「4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策」及び「5. 館における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的な対策」を踏まえ、イベント・講座等の開催に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

各館において開館するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応いただきたい。

また、閉館を継続する場合、公民館が地域における住民同士の交流や社会教育の拠点であることを踏まえ、館に来館しなくても、従来行ってきた講座等を在宅でも受講することができるようオンライン講座等のオンライン上でのコンテンツ公開を推進することや、広く地域住民等に対し地域に関する情報等を提供できるよう公民館だよりのデジタル配信等を行うことなどの工夫を行っていただきたい。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び館に来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

## 3. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員等や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、開館に伴う実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

### ①接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

### ②飛沫感染のリスク評価

館における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

### ③集客施設のリスク評価

現下の状況にあつて館の活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、

県域を越えての来館が見込まれるか、人と人の距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

#### ④地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

### 4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

#### ①総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することが前提である。
- ・ 感染防止のための来館者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のような手段が考えられる。
  - 来館可能時間、来館可能者数の制限（来館待機列の設置等）
  - 館内各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）
  - 日時指定の予約
  - 大人数での来館の制限 等
- ・ 特定警戒都道府県内にある公民館は、リスク評価の結果を踏まえ、知事からの要請等に留意し、一層の館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることとする。例えば、より厳しい来館規制の実施、完全オンライン予約制の導入等を行う。
- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、イベント・講座等は中止又は延期とする（同様に、第三者に公民館施設を貸し出し行われるイベント・講座等の開催についても、当該イベント・講座等の主催者に対して開催の自粛を促す）。
- ・ 感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。
- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。

#### ②来館者の安全確保のために実施すること

- ・ 来館者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の来館制限を実施する。
  - 来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
  - 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・ 来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来館者に対して、



こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ））の徹底を促す。
- ・ 備品の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・ 可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、来館者の感染状況等の把握を行う。

### ③職員等の安全確保のために実施すること

- ・ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内・スタッフ内で記録する。
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ 館の運営に当たって施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

### ④イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべきこと

- ・ 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- ・ 公民館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
  - 速やかに別室へ隔離を行う。
  - 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
  - 感染者が発生した部屋の換気を行う。
  - イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
  - 感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
  - 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

### ⑤施設管理

#### ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に

高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）に留意する。

- ・ 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・ 飲食物を提供する場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて座席を配置する。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。

#### イ) ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避する。
- ・ 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 職員等が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

#### ウ) 調理室

- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 換気を徹底する。
- ・ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 調理室等を使用する者は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。

#### エ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルや個人用タオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合）最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。
- ・ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

#### オ) カフェテリア、各種複合施設等

事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。複合施設の場合は各施設と連携して対応を協議する。

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ・ 飲食物を提供する場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）原則2m以上の間隔を空

けて座席を配置する。それが困難な場合も対面での飲食とならないよう席の位置を工夫する。

- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない。

#### ⑥広報・周知

- ・ 職員等及び来館者に対して、以下について周知する。
  - 社会的距離の確保の徹底
  - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
  - 健康管理の徹底
  - 差別防止の徹底
  - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

#### 5. 館における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策

館において、コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者（以下、「公演主催者」という。）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

##### ア) 公演前

- ・ 各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演参加者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 可能であれば、導入が検討されている接触確認アプリ等を活用して、公演参加者の感染状況等の把握を行う。
- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフ等に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

##### イ) 公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
  - 体温管理・衛生管理等を実施する
  - マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。

- 座席は原則として指定席とする。
- 座席は最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を開けて配置する。
- 公演等中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。
- 来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチをする等）は行わないこととする。
- 公演等に係る演者のグッズ販売は、原則としてオンラインでのみ行う。
- ・ 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
  - 公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
  - マスク着用や手指消毒を徹底する。
  - 自宅で検温を行うこととし、37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）には自宅待機とする。
  - スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
  - スタッフに感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
- ・ 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- ・ 座席エリアごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- ・ 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- ・ 退場時に来場者に対し、公演等後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を、再度周知する。
- ・ 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、4.④と同様に取り扱う。
- ・ 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

# 令和元年度 座間市公民館事業評価シート

公民館名	記入者
座間市公民館	小嶋まゆみ

事業名	暮らしの実用講座「元気なうちにこそ終活」	事業担当 職員数	1	予算額	5	千円
				実施額	80	

## 1. 生涯学習プランの位置づけ

基本方針	(3) 現代的課題に対応した生涯学習の推進
基本施策	① 地域課題の解決や市民向上のための学習機会の充実

## 2. 事業の概要

対象(誰を、何を)	期 日	定員
どなたでも	2月22日から3月14日毎土曜日 全4回	30
目的(対象者がどのようになることを目指しますか)		
公民館のある座間入谷地区は代々続く大きなお家が多く 遺言・相続・葬儀などが地域課題となっている。平成26年に行った終活講座から5年以上経ち 平成30年に相続法が改定されたこともあり地域課題を解決するために、今年度の「暮らしの実用講座」として開催		
内容(事業の目的を達成するため何をを行いますか)		
行政書士による①エンディングノート・遺言の書き方のコツ ②必要な手続きや改正相続法などについて ③腫瘍内科・緩和ケア医の西医師と共に「人生会議」=ACP(アドバンス・ケア・プランニング)・終末医療を考える ④葬祭1級ディレクターによる最近の葬儀事情(入棺体験)・お墓事情・家族葬のコツなど		

## 3. 事業の実績

活動指標	目標値	実績値			備考
		前々年度	前年度	今年度	
① 講座等の回数	1回	—	—	2回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため③④中止
② 応募率(%) (参加者数)	80%	—	—	146%	定員30名 申込44名
③ 回ごとの出席率(%) (受講者数/出席者数)	80%	—	—	①123% ②103% ③37名 ④31名	

### アンケート結果による受講者の感想等

- ① 分かりやすくとても参考になりました。次回も学びにぜひ来たいと思います。ありがとうございました。
- ① 初めての受講でだいぶわかりました。
- ① 講師の女性の2人が大変良かったです。
- ① やはり元気なうちにエンディングノート・遺言書を作成した方が、残された人に安心を与えられると思った。
- ① 自分の知識不足のため完全には理解ができませんでしたので、今後更に調べる必要があります。
- ① 「遺言はラブレター」とても分かりやすいメッセージでした。
- ① 専門家の話を聞くことができてとても参考になりました。
- ① 「元気なうちにこそ終活」のタイトル通り。正にその通りだと感心しました。今年中にエンディングノートを作成しようと思いました。
- ① スマホの音が煩かった。遺言書の例文のプリントが欲しかった。
- ① とても参考になりました。
- ① 講師おふたりの「掛け合い」がとてもスムーズで良かった。頭の中に入りやすく感じた。具体的提示しての説明が分かりやすかった。
- ① 今日の遺言書については分かりやすく良かった。
- ② 単独の説明によらず、2人の説明は説明内容をお互いに補完した説明方法は分かりやすかったと思う。
- ② 元気なうちに出来ることは実行しておくことが重要(大切)である。エンディングノートなどは夫婦で記入して保管しておくこととしたい。
- ② 2日間の講義勉強になりました。ありがとうございました。
- ② ある程度わかってきた。少しずつ勉強していくきっかけになってよかった。
- ② とても分かりやすく良かったです。
- ② とても分かりやすく良い講座でした。
- ② 良かったですが、なかなか理解することが△でした。(原文ママ)
- ② 受講してエンディングノートを書かなくてはと思いました。
- ② まずはエンディングノートが大切。子どもたちと仲良く話し合いができることを心から希望します。
- ② おひとりさまの終活・相続についても聞きたかった。
- ② 息子が2人いるので、家の相続をするときの注意点を伺いたかった。
- ② 私の場合、息子2人にどう相続するかで家が残って(長男は持ち家・次男は同居)悩んでいます。
- ② スライドが大変分かりやすかったです。

4. 事業の評価 (令和元年度暮らしの実用講座)

(1) 内部評価 (担当館)

評価	評価の観点	評価		コメント
		Yes ← 5 3 1	No →	
有効性・必要性	①この事業は現在の社会情勢に合っているか	<input checked="" type="radio"/>		5年前に開催した終活講座も定員を超える応募があり、地域のニーズを感じましたが、今年度の終活講座にもとてもたくさんの受講希望がありました。新型コロナウイルスで参加者が少ないのではと危惧しておりましたが、①37名②31名の参加がありみなさんとても熱心にご受講してくださいました。政府や教育委員会からの自粛要請のため③④が中止になり残念ですが、予算を鑑み来年度実施できたらと希望します。
	②市民のニーズに込えているか	<input checked="" type="radio"/>		
	③公民館の事業としてふさわしいか	<input checked="" type="radio"/>		
	④事業の参加者に偏りがなにか	<input checked="" type="radio"/>		
効率性	①成果を低下させず、コストを削減することができるか	<input checked="" type="radio"/>		評価YesとNoが逆なので再考するようにと公運審より意見あり 前回は行政書士を神奈川県消費生活センターを通して招聘することが出来、予算を抑えることができましたが、今年度は終活講座は県からの派遣対象外となり、公民館の事業費となりました。館長の采配のおかげで開催することが出来ました。
	②さらに事業費や所要時間を縮減する手段・方策があるか	<input checked="" type="radio"/>		
	③他に類似する事業があるが、整理統合ができるか	<input checked="" type="radio"/>		
公平性	①本事業による利益が特定の団体や個人に偏っていないか	<input checked="" type="radio"/>		対象は「どなたでも」でしたが、受講希望申込は座間市在住の70歳代が中心でした。
	②市民の理解を得られる事業であるか	<input checked="" type="radio"/>		
	③受益者負担は今のままで良いか	<input checked="" type="radio"/>		
評価区分(評価点)		5⇒適切・できる・ある 3⇒概ね適切・妥当、 1⇒不適切・できない・ない		

(2) 公民館運営審議会委員の評価

項目	評価の観点	評価		理由
		Yes ← 5 3 1	No →	
必要性・有効性	①この事業は現在の社会情勢に合っているか	<input checked="" type="radio"/>		別紙参照
	②市民のニーズに込えているか	<input checked="" type="radio"/>		
	③公民館の事業としてふさわしいか	<input checked="" type="radio"/>		
	④事業の参加者に偏りがなにか	<input checked="" type="radio"/>		
企画内容	①参加者が関心を持って参加していたか	<input checked="" type="radio"/>		別紙参照
	②講師は事業内容にあっていたか	<input checked="" type="radio"/>		
	③参考資料・材料などが適切であったか	<input checked="" type="radio"/>		
	④継続事業において運営が工夫改善されているか			継続事業ではないので点数はつけない
事業成果	①参加者は十分な成果をえたか	<input checked="" type="radio"/>		別紙参照
	②出席率は良かったか	<input checked="" type="radio"/>		
	③事業の目的が達成されたか	<input checked="" type="radio"/>		
	④この事業内容は見直さなくて良いか	<input checked="" type="radio"/>		
評価	4 5⇒適切、よい 3⇒概ね適切、妥当 1⇒わるい			

(3) 公民館運営審議会委員の意見

評価結果=A	A⇒このまま継続して良い B⇒一部見直しをする C⇒大幅に見直しをする
コメント	
別紙参照	

1) 評価の観点を《良い》とされることを仮定して項目を設ける(内容は検討)

2) 評価点は数直線上に○を付す⇒左寄りならば「良いと評価」されることになる右寄りならば事業について再考すべき

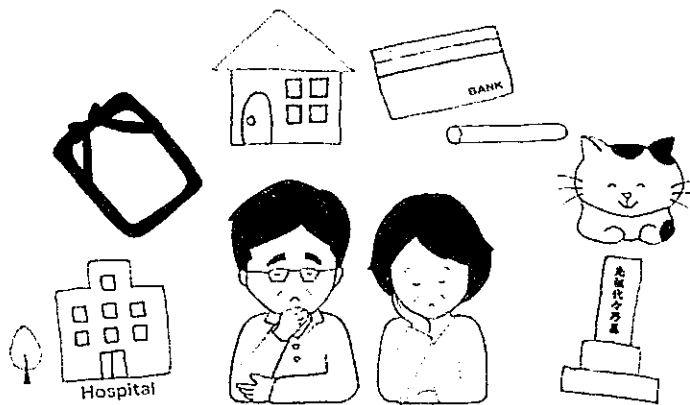
(別紙)

(2) 公民館運営審議会委員の評価

必要性・有効性	<p>公民館運営審議会委員 評価の理由</p> <p>稲垣:最近の人間関係が「孤」を感じさせる社会情勢のなかで、自分が最期を迎えるとき人生の後始末をどのようにしたいのか伝えることは残される人たちにとっても指針になることなので大切だと思います。多角的な視点から自分の最期をどのように迎えるかみつめる良い機会だったのではないのでしょうか。</p> <p>柳下:今回の参加者は、終活に関心のある人が大半であったと思います。受講者のためになる知りたいテーマがいっぱいある講座であった。</p> <p>吉泉:100歳時代の今、自分整理を考えるようになったと思う。このテーマはあちこち(民間など)で記事を目にしますが、公共の場所でやることで参加者も年齢に偏りがなく安心して学習ができたと思う。</p>
企画内容	<p>公民館運営審議会委員 評価の理由</p> <p>稲垣:講座の内容としては、微妙でかたい内容になるのかと予想していました。前半①②のみとなりましたが、おふたりの若い行政書士さんのやりとりのなか、リラックスした雰囲気講座が進んだことは好ましく思います。資料も多く準備されていましたが、講義にあわせて資料を探すのに手間取っている方もいるように思いました。</p> <p>柳下:・①エンディングノートの作り方②いざという時の心構えや諸手続き③相続法の改定内容と遺言書の作り方 など、各テーマごとに資料があり、講師が分かりやすく解説されていた。 ・講師が素晴らしかった(ふたりで掛け合い風にしていたのは初めてみた)</p> <p>吉泉:講師も何時ものおひとりではなく、お二人の掛け合いのお話がわかりやすかった。講座の内容も女性ならではの気づきなどを詳しくお話してくれた。資料も細かいところまで詳しく記載されていた。</p>
事業成果	<p>公民館運営審議会委員 評価の理由</p> <p>稲垣:事業目的はやむを得ないことで後半が中止になったので達成度は計りかねます。前半のエンディングノート・遺言の部分はもっと時間をかけてもよいのかと感じました。参加者の質問も多く関心度の高い内容だったと思います。</p> <p>柳下:参加者にとっては新たな知識を得て満足して帰ったと思う。</p> <p>吉泉:今回コロナウイルスにより4回のところ2回で終了。参加者からはとても残念であったとの声。2回ですがこの回を参加者は充分理解したと受講生の態度から感じました。事業目的は達成感があったと思う。残った2回も是非実行してもらいたい。</p>

(3) 公民館運営審議会委員のコメント

総合評価 II A	<p>(3) 公民館運営審議会委員【各委員の評価】意見</p> <p>稲垣:[B]「飛ぶ鳥 跡を濁さず」といかないのが人間の性(さが)。本人の意思の届かないところで外野が騒がしいという場をよく目にします。自分の意思をしっかりと残しておくことは最後の大事な仕事かもしれません。残された人のためにも人間関係が損なわれ壊れてしまわないように最善の努力は尽くしたいです。人生100年時代を迎えようとしている昨今エンディングにたどりつくまで人それぞれに様々な問題が表れ抱えるようになります。丁寧にその課題を掘り起こし、自分をみつめることで有意義な老後を過ごせるような講座の企画に期待しています。</p> <p>柳下:[A]今回の取り組みは大成功であったといえます。残念だったのは、予定されていた残り2つの講座がコロナウイルス感染防止のための自粛により開催されなかったことである。しかしながら前半の講座は中身の濃い重要なテーマであり、受講者は満足できたのではないかと思います。 ・同様な内容で(工夫を凝らしても)良いので、上手くPRして、市内の「終活」の内容を知りたいと思っている方々に聞かせてあげたらいいと思います。</p> <p>吉泉:[A]今回のテーマは人間だれでも経験しなくてはならない避けて通れないこと。少しでも死後を家族や周りの人たちにわかりやすくしておきたいと思っている。何をどうしておきたいのかを講座をうけることにより心の整理ができると思う。公民館という場所で気軽に学べることは館事業としてはふさわしいと思う。残りの③④はこのテーマのメインでもあったと思う。ぜひ次年度で継続して欲しい。</p>
-----------	---



令和元年度  
暮らしの  
実用講座

# 元気なうちにこそ終活

回	日にち	内容・講師
1	2月22日 土曜日	楽しく作るエンディングノート・遺言の失敗しない書き方 など 行政書士：山本温子さん 土屋清夏さん
2	2月29日 土曜日	いざという時に必要な手続きや改正された相続法について など 行政書士：山本温子さん 土屋清夏さん
3	3月 7日 土曜日	「人生会議」～アドバンス・ケア・プランニング（ACP）ってなに？終末医療について考える 西智弘先生（川崎市立井田病院 緩和ケア・腫瘍内科・在宅医療）
4	3月14日 土曜日	お葬式で失敗しないために…最近の葬儀事情 お墓事情 家族葬のコツなど 岡上博美さん（厚労省認定 葬祭1級ディレクター）

時間 全4回 午前10時から正午  
 場所 座間市公民館 2階講座室  
 対象 どなたでも  
 定員 30名（申込み順）  
 費用 無料  
 持ち物 筆記用具

申込みは直接窓口又は電話・FAXで公民館まで

主催：座間市公民館

住所：座間市入谷西2-53-34（表示変更前住所入谷1-3097）

☎046-255-3131 FAX046-252-2776



# 令和元年度 座間市立公民館事業評価シート

公民館名	記入者
北地区文化センター	清水

事業名	よんもく会	事業担当 職員数	2	予算額	10	千 円
				実施額	10	

## 1. 生涯学習プランの位置づけ

基本方針	(1)市民が主役となる生涯学習の推進
基本施策	①多様な学習機会の提供

## 2. 事業の概要

対象(誰を・何を)	期日	定員
どなたでも	毎月第四木曜日午前10時から11時30分(8.10.12月は除く)全9回予定のうち新型コロナウイルス感染防止対策のため2回は中止、計7回	無

目的(対象者がどのようになることを目指しますか)

サークルに入っていない方や越してきて間もない方等に北地区文化センターをとおして交流する場を設け、新しい仲間と様々な体験することによって意識や暮らしを活性化させる機会を提供する。

内容 気軽に参加できる交流会

- ①4月25日「台湾と座間その2」市マイクロバスで芹沢公園内の日本軍の掘った地下壕を見学した。講師鈴木義範、生涯学習課職員北沢寛 参加者32名
- ②5月23日「紙バンドでつくるプランターカバー」講師企画委員、関野、竹原2名参加者16名
- ③6月27日「人生100年よりよく生きるためのノート」講師明治安田生命 高口 参加者21名
- ④7月25日「もくせい長寿会コーラス隊と歌おう」参加者15名
- ⑤9月26日「ヨーガ体験」北地区登録サークルホームヨーガ講師本田 参加者11名
- ⑥11月28日「ものづくりペーパークラフト」講師企画委員関野、竹原参加者11名
- ⑦1月23日「オカリナにあわせてうたおう」講師北地区登録サークル風笛 参加者21名
- ⑧2月27日「プラっとざまINよんもく会」講師相模が丘介護支援センター、座間市社協、市理学療法士、相模原市第一高齢者支援センター健康相談などを行う予定であったが新型コロナ感染防止対策のため中止
- ⑨3月26日「座間の草花を知る」講師東地区文化センター榎本社会教育指導員の予定だったが新型コロナウイルス感染防止対策のため中止

## 3. 事業の実績

	活動指標	実績値		備考	
		前々年度	前年度		今年度
①	講座等の回数	---	9	7	2回中止
②	応募率(%) (申込者数/定員)	---	定員を定めていないので応募率は出ない。	定員を定めていないので応募率は出ない。	
③	回ごとの出席率(%) (受講者数/出席者数)	---	定員を定めていないので出席率は出ない。	定員を定めていないので出席率は出ない。	

アンケート結果による受講者の感想等

アンケートは行っていない



# 令和元年度 座間市立公民館事業評価シート

公民館名	記入者
北地区文化センター	吉野

事業名	スマホ体験講座	事業担当 職員数	2	予算額	0	千円
				実施額	0	

## 1.生涯学習プランの位置づけ

基本方針	(3)現代的課題に対応した生涯学習の推進
基本施策	①現代的課題に対応する学習機会の充実

## 2. 事業の概要

対象(誰を・何を)	期日	定員
スマートフォンに興味のある方	令和元年9月11日	15名
目的(対象者がどのようになることを目指しますか)		
スマートフォンに興味のある方を対象に、スマートフォンの体験をしてもらい、スマートフォンへの苦手意識等の克服を目指す		
内容		
座間市内の携帯ショップに依頼し、講座を開催した。講師側が講座で使うスマートフォン、資料等を提供して頂けた。 内容はスマートフォンによる文字入力の仕方から、電話の掛け方、インターネット検索、地図アプリ、カメラの使い方を中心におこなった。15名の受講生に対して、講師側が複数人で対応して頂けたので、受講生がついていけないということもなく、スムーズに講座がすすんだ。		

## 3. 事業の実績

活動指標	実績値			備考
	前々年度	前年度	今年度	
① 講座等の回数		1	1	
② 応募率(%) (申込者数/定員)		100% (12名/12名)	100% (15名/15名)	
③ 回ごとの出席率(%) (受講者数/出席者数)		100% (12名/12名)	100% (15名/15名)	
アンケート結果による受講者の感想等				
何も分からずに参加しましたが、説明も良くわかり、使用してみようと思えるようになりました。このような体験講座はありがたく思います。等				

4. 事業の評価  
(1) 内部評価 (担当館)

評価	評価の観点	評価		コメント
		Yes ← 5 3 1	No →	
必要性・有効性	①この事業は現在の社会情勢に合っているか	⊙		時代の変化に取り残されないよう、スマートフォンを使う機会が提供されている。
	②市民のニーズに応えているか	⊙		
	③公民館の事業としてふさわしいか	⊙		
	④事業の参加者に偏りがいないか	⊙		
効率性	①成果を低下させず、コストを削減することができるか	⊙		講座での必要機器、資料等は講師側が提供してもらえるため、コストはほとんどかかっていない。
	②さらに事業費や所要時間を縮減する手段・方策があるか	⊙		
	③他に類似する事業があるが、整理統合ができるか	⊙		
公平性	①本事業による利益が特定の団体や個人に偏っていないか	⊙		事業の依頼を一つの業者のみとせず、複数業者に分散させるようにしたい。
	②市民の理解を得られる事業であるか	⊙		
	③受益者負担は今のままで良いか	⊙		
評価区分(評価点)				

(2) 公民館運営審議会委員の評価

項目	評価の観点	評価		理由
		Yes ← 5 3 1	No →	
必要性・有効性	①この事業は現在の社会情勢に合っているか	⊙		より高いレベルのことを教えてもらえる と期待して参加したものの、初歩的な内容 だったとの感想を聞いたので、中級 の内容を検討してもいい。
	②市民のニーズに応えているか	⊙		
	③公民館の事業としてふさわしいか	⊙		
	④事業の参加者に偏りがいないか	⊙		
企画内容	①参加者が関心を持って参加していたか	⊙		関心を持っていたがために、更にレベル の高い講座を受講したいという参加 者がいた。受講対象者の募集を明確に する必要がある。
	②講師は事業内容に合っていたか	⊙		
	③参考資料・材料などが適切であったか	⊙		
	④継続事業において運営が工夫改善されているか	⊙		
事業成果	①参加者は十分な成果をえたか	⊙		受講生のニーズを捉え、それにこたえ る工夫をする。
	②出席率は良かったか	⊙		
	③事業の目的が達成されたか	⊙		
	④この事業内容は見直さなくて良いか	⊙		
評価	5⇒適切、よい      3⇒概ね適切、妥当      1⇒わるい			

(3) 公民館運営審議会委員の意見

評価結果=B	A⇒このまま継続して良い      B⇒一部見直しをする      C⇒大幅に見直しをする
一部見直しをしながら継続してもらいたい。講座の周知の仕方、講座対象者に求める習熟度やニーズなどをより具体的に伝えられるようにすること。	

- 1) 評価の観点を《良い》とされることを仮定して項目を設ける(内容は検討)
- 2) 評価点は数直線上に○を付す⇒左寄りならば「良いと評価」、右寄りならば事業について再考すべき

## 座間市公民館事業計画

(単位：千円)

区分	事業名	実施期間	事業内容	基本施策	予算額
成人学級	親と子が共に育つ教室	9～12月	子育て中の親を対象とした、家庭・子育て・社会参加等の基礎学習。	4-1 4-2	436
	パパと遊ぼう	12月	父親の育児を促すためにこどもの発達と月齢に応じた、父親ならではのこどもの遊び方を学ぶ。	3-3 4-1	20
	まちづくり・ひとづくり講座	3月	歴史・文化・芸能等について学び、市民参画のまちづくりを考える。	2-3	10
成人一般	暮らしと健康講座	6月・11月～12月	心身ともに健康に暮らすための学習。	1-1	152
	暮らしの実用講座	1～3月	日常生活が豊かになるための学習。	1-1 6-1	25
	パソコン講座	7月・2月	ワード入門、エクセルの基礎2講座を開催。	3-1	289
	婚活講座	6～7月	地域課題でもある晩婚化・少子化対策として未婚の男女に出会いの場を作り公民館を知ってもらう。	3-1 3-3	119
	保育ボランティア養成講座	2月	課と3館共催で保育ボランティアの養成を図る。	1-1 4-1	25
	しめ飾り教室	12月	しめ飾り作りを通して伝統文化を学ぶ。	2-3	15
少年少女	ふれあい自然科学クラブ	年間	自然や科学に親しみながら共同学習の場を得る。	5-1	91
	夏休みクラフトスクール	7月	夏休み期間中に児童を対象とした工作教室を開催する。	5-1	5
	親子で郷土料理教室	2月	料理を通し座間の食文化(伝統料理)を学び、異年齢間の仲間づくり。	2-3	10
催しもの等	コミュニティー祭(公民館まつり)	5月	利用者の一年間の成果の発表と地域住民とのふれあいを図る。	2-3	200
	春の子どもフェア	3月	映画や催しを提供し、情操教育に努めるとともに、世代交流と仲間づくりの場とする。	5-1	15
	こども夏まつり	8月	地域の子どもと企画・立案をし、夏休みの一日を楽しく過ごすことで、世代交流と仲間づくりの場とする。	5-1	50

(単位：千円)

区分	事業名	実施期間	事業内容	基本施策	予算額
	公民館コンサート	11月	地域の人と楽しむコンサートを開催し、癒しの場を提供する。	2-1	35
	子育てサロン	年間	乳幼児をもつ親が自由に参加して、交流・情報交換する場所を提供する。	4-1 4-2	40
	おはなし会	年間	おはなしを通して子どもの豊かな心を育てる。	5-1	40
	本はともだち	年4回	絵本・児童書の紹介と普及。	5-1	40
	おもちゃ病院	年6回	おもちゃの修理を通じて物を大切にすること、(もったいない)の心を育てる。	—	10
	地域学校との交流会	随時	養護学校と地域交流を図る。	6-2 7-5	—
会議等	公民館運営審議会運営事業	随時	公民館の活動、運営について調査審議する。	9-1	1,356
	利用者代表者会議	随時	公民館の利用等について協議する。	9-2	—
	その他の活動	年間	貸し館、図書室活動、その他	—	2,989
刊行物	「親と子が共に育つ教室」等まとめ誌発行	年1回	事業の紹介及び受講者の感想等刊行物を発行する。	4-1 4-2	25
施設	設備整備事業費	年間	会議室用の机	—	330
	維持管理	年間	館内管理委託、修繕、光熱水費等	—	13,187

## 北地区文化センター事業計画

(単位：千円)

区分	事業名	実施期間	事業内容	基本施策	予算額
成人学級	いきいき学級	11～12月	高齢者への学習活動と交流の場を提供する。	6-1	60
	子育てわくわく学級	5～7月	子育てについての学びと共に親の自立をめざす。(0～幼児)	4-2	300
成人一般	大人の趣味講座	未定	不得意分野にチャレンジする機会を作ったり大人の趣味を深めたりする講座	1-1	45
	北文チャレンジ講座	未定	不得意分野の趣味にチャレンジする機会を作る講座。	3-1	40
	しめ飾り教室	12月	しめ飾り作りを通して、伝統文化を学ぶ。	2-3	10
	パソコン入門講座	8月、11～12月	ボランティアクラブの協力を得て、パソコン入門講座を2コース開設する。	3-1	284
	スマホ入門講座	未定	市内通信業者の協力を得て、スマホ入門講座を開設する。	3-1	-
	にほんご教室	年間	在日外国籍市民が日本での日常生活に必要な日本語を学習する機会を提供する。	3-1	20
	大人のための朗読会	年3回	大人に文学作品等の朗読を通じて理解を深める。	1-1	60
	音楽サロン	7、8、9月	音楽の種類や歴史をサロン形式で楽しむ。	2-3	80
少年少女	親子で「米作り隊」	6～12月	農村として長く発展してきた座間の風土を、稲作を通して体験し、自然、家族とのふれあいをする。	2-3	-
	キッズよさこい	2、3、4月	よさこい鳴子おどりを学び、地域の祭りに参加することにより子どもの仲間づくりをする。	5-1	34
	フリースペース	年間	「不登校を語る会」の協力を得て、不登校の生徒・親の相談の場として、毎週火曜日の5時から7時、図書室を開放する。	5-1	40
	夏休み宿題応援	7月	夏休み期間中の児童、生徒の自由研究、学習支援を行う。	5-1	10
	親子手話講座	7月	聴覚障がい者の方を指導者に迎え、親子で手話を学びながら聴覚障がい者との交流をする。	5-1	30

(単位：千円)

区分	事業名	実施期間	事業内容	基本施策	予算額
その他	スプリングコンサート	3月	子どもから大人まで、幅広いジャンルの音楽を地域の方々に提供し、音楽を楽しむ。	2-3	60
催しもの等	クリスマス会	12月	おはなし会や人形劇で楽しいクリスマスの一日を過ごす。	5-1	10
	北文おはなし会	年間	こども達に、絵本やおはなしの楽しさを知ってもらう。	5-1	40
	うたって♪あそぼ	年間	親子で朗読や歌を楽しみ情緒を育む。	5-1	20
	子育てサロン	年間	子育て中のお母さんの居場所を地域の方の力を借りてサロンとして開設。	4-1, 2	20
	よんもく会	毎月 第4木曜	手芸や簡単な体操、おしゃべり、ミニコンサート、郷土の勉強など地域に仲間が少ない方も予約不要で気軽に参加できる交流会。	6-1	10
	おもちゃ病院	年6回	おもちゃの修理を通じて物を大切にすることを学ぶ。	1-1	10
	いちにち子どもランド	7月	地域のこども達と館利用サークルの交流をはかり、子ども達のセンターへの理解と親しみを深める。	5-1	50
	北地区文化祭	10月	館利用サークル等の一年間の成果発表と交流の場。	2-3	200
会議等	利用団体等代表者会議	4、9月	センターの利用等について協議する。	9-2	-
	市立公民館運営審議会	随時	公民館の活動、運営について調査審議する。	9-1	-
	その他の活動	年間	貸し館、図書室活動、その他	8-1	3,204
施設	設備整備事業	年間	施設備品	-	71
	維持管理	年間	館内管理委託、修繕、光熱水費等	-	16,714



## 東地区文化センター事業計画

(単位：千円)

区分	事業名	実施期間	事業内容	基本施策	予算額	
成人学級	あすなる大学	年間	高齢者の自立した学習の場。	6-1	221	
	幼児をもつファミリー学級	5～7月	子育て中の母親・父親たちの仲間作りと子育てについて学ぶ。	4-2	345	
成人一般	料理教室(食育教育)	未定	料理をつくることを通して、調理の楽しさや食生活の工夫などを見直す。	2-3	28	
	女性のチャレンジライフ講座	未定	女性特有の課題をテーマに学び、相互の交流の場とする。	3-3	83	
	ワーキングママへの準備サロン	7月～12月	再就労を考える母親が関心のあるテーマを取り上げ、サロン形式で情報交換をする。	3-3	83	
	地域福祉講座	7～9月	家庭・地域での福祉の課題を、相互扶助の力で解決しする「場所」づくりを考える。	2-1	63	
	環境講座	5～7月	環境講座について学ぶ。	3-1	33	
	木版画教室	11月	年賀状の作成をとおして木版画の楽しさを知る。	1-1	23	
	パソコン講座		6月	パワーポイント講座。	3-1	72
			9月	ワード入門講座。		
			2月	エクセル講座。		
	スマートフォン講座	1月	スマートフォンの操作について学ぶ。	3-1	13	
	消費生活講座	1月	消費者教育に関する取組を推進するための講座。	3-1	33	
	しめ飾り教室	12月	わらを使ってしめ飾りづくり。	4-1	23	
	保育ボランティア養成講座	2月～3月	講座の保育を担うボランティア養成講座(3館)。	2-2	23	
サークル企画講座	通年	利用サークルと協力して市民向け講座を実施。	2-2	23		

(単位：千円)

区分	事業名	実施期間	事業内容	基本施策	予算額
少年少女	親子自然体験教室	年間	親子でアウトドアライフを楽しむ。	5-1	50
	日曜科学教室	毎月第3日曜日	小学校低学年の子どもが、実験や工作をとおして科学の楽しさを知る。	5-1	33
	わくわく科学教室	7月	科学実験を楽しみながら学習する。	5-1	3
	放課後学びと居場所	未定	遊びや学習を通じて子供の意欲と自主性を育む。	5-1	40
	ひがしフリースペース ・教育講演会	毎週水曜日	不登校の子どもたちの居場所づくりと学習支援。	5-1	50
催し物等	手工芸(折り紙サロン)	年間	折り紙のたのしさを伝承。	1-1	23
	だんだんリビング	年間	乳幼児を持つ保護者の仲間づくりと情報交流をすすめる。	4-2	20
	エクスチェンジ	毎月第3水曜日	不用品の交換をとおして、リサイクルへの関心を高め、併せて地域の交流の機会とする。	3-1	20
	おもちゃ病院	隔月第4土曜日	壊れたおもちゃの修理をとおして、物を大切にする心を育てる。	3-1	10
	子どもおはなし会	毎週水曜日	幼児におはなし、手あそび、紙芝居などを楽しんでもらう。	2-2	20
	サマーアイランド	7月	夏休みの一日を地域の仲間と楽しむ。	2-2	50
	みんなでつくる文化祭	10月	利用者と地域の人たちの一年間の学習成果の発表と交流	2-3	200
	ひがしクリスマス会	12月	クリスマス会で人形劇やおはなしを楽しむ。	2-3	28
	春のお楽しみ会	3月	春休みにいろいろな体験をする。	2-3	28
	(新)40周年記念事業	時期未定	創立40周年の記念事業を行う。	2-3	50
	館ボランティア協力	年間	中庭、館内の植栽手入れ等ボランティア協力。	8-1	23

(単位：千円)

区分	事業名	実施期間	事業内容	基本施策	予算額
会議等	市立公民館運営審議会	随時	公民館の活動、運営について調査審議する。	9-1	-
	利用団体等代表者会議	4・9月	センターの利用等について協議する。	9-2	-
	その他の活動	年間	貸し館、図書室活動、その他。	8-1	3,064
施設	学級・講座等事業維持管理	年間	パソコンリース等維持管理用。	-	324
	設備整備事業	年間	会議室用備品。	-	127
	維持管理	年間	館内管理委託、修繕、高熱水費等。 ※今年度修繕計画(1Fホール南側外部通路タイル修繕、建物夜間照明LED交換ほか)	-	13,407